

赤穂市選挙管理委員会告示第 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数、市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条 第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による赤穂市における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は次のとおりである。

令和 7 年 6 月 1 日

赤穂市選挙管理委員会

委員長 鹿 島 博 司

選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数

$$37,881 \quad \div \quad 50 \quad = \quad 758$$

選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

$$37,881 \quad \div \quad 6 \quad = \quad 6,314$$

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

$$37,881 \quad \div \quad 3 \quad = \quad 12,627$$